

平成 30 年 7 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社シンシア
代表者名 代表取締役執行役員社長 中村 研
(コード番号：7782 東証第一部)
問合せ先 取締役執行役員管理部長 荒井 慎一
(TEL. 03-5695-7470)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 7 月 23 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社子会社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決定いたしましたので、お知らせいたします。また、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大へのコミットメントをさらに高めることを目的として、当社子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。なお、本新株予約権は有償発行であることから、取得に際しては相応の自己負担が生じることとなります。

本新株予約権の割当先となる当社子会社取締役は、当社の海外事業の成長性を加速することにおいて極めて多大なる貢献をしており、また今後も企業価値向上への大きな取組が期待できます。当社グループにおいては香港並びに台湾において子会社を有しており、今後も当社のコンタクトレンズの製造及びアジア圏を中心とした販売機能として重要拠点と見込んでおり、被割当者に対して、これまで以上の業績に対するコミットメントが必要であると考えております。

本新株予約権は、基本的に当社の平成 30 年 12 月期から平成 34 年 12 月期までのいずれかの期におけるセグメント情報における本邦以外の外部顧客に対する売上高が 10 億円、連結経常利益が 4 億円、親会社株主に帰属する当期純利益が 2 億円を超過することを条件に割当した新株予約権の総数の 50%の個数を、平成 30 年 12 月期から平成 39 年 12 月期までのいずれかの期におけるセグメント情報における本邦以外の外部顧客に対する売上高が 20 億円、連結経常利益が 4 億円、親会社株主に帰属する当期純利益が 2 億円を超過することを条件に割当した新株予約権の総数の 100%の個数を、発行決議日から 3 年が経過した平成 33 年 7 月 23 日以降に行使することができるものであります。当該売上高に対する目標金額は、当社が重要課題と位置付け被割当者が担務する本邦以外の外部顧客に対する売上高の過去実績（平成 29 年 12 月期実績 3 億円）からの中長期的な目標数値であり、かつ、連結経常利益については平成 30 年 12 月期業績予想比 513.3%増、親会社株主に帰属する当期純利益については、平成 30 年 12 月期業績予想比 343.5%増と、過去の業績推移に比して相当程度高い経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益の目標達成を盛り込んでおり、当社グループの業績拡大および企業価値の増大に対する被割当者の意欲を一層向上させる内容となっております。また、一方で、当社株価が一定の値まで上昇した場合にのみ行使可能とする条件を付すことにより、被割当者が株価上昇に向けた一定の責任を負う内容となっております。また、年間で行使可能な上限個数を 200 個と定めており、急速な希薄化を生じさせない設計となっております。詳細は、II. 3. 新株予約権の内容をご参照ください。

なお、本新株予約権の目的とする株式の数の合計は、100,000株であり、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の6,862,200株に対し最大で1.46%の希薄化が生じますが、市場に過度の影響を与える規模ではなく、また、業績目標の達成による既存株主への利益貢献も踏まえ、希薄化の規模も合理的な範囲であると判断しております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社シンシア 第6回新株予約権

2. 新株予約権の数

1,000個（新株予約権1個につき100株）

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式100,000株とし、下記4.(1)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、628円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価（644円）、行使価格（644円）、ボラティリティ（49.97%）、行使期間（7年）、リスクフリーレート（0.038%）、行使条件（詳細は下記4.新株予約権の内容(6)新株予約権の行使の条件を参照）の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果（628円）を参考に決定したものである。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（平成30年7月20日）での東京証券取引所における当社株価の終値である644円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成33年7月23日から平成40年7月22日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の権利行使の条件として、以下の①及び②に掲げるすべての条件に合致するものとし、③から⑥に掲げる事項に抵触しない限り権利行使を行うことができる。

- ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、下記（i）乃至（ii）に定める決算期において以下に掲げる一定の水準（以下、「業績判定水準」という。）を超過した場合、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を、本項(3)に定める期間において行使することができる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

（i）平成30年12月期 から平成34年12月期の期間において以下の業績判定水準を超過した場合

達成期： 平成30年12月期 から平成34年12月期の期間

業績判定水準：セグメント情報における本邦以外の外部顧客に対する売上高 1,000百万円

連結経常利益 400百万円

親会社株主に帰属する当期純利益 200百万円

行使可能割合：新株予約権者が割当てられた本新株予約権の50%まで

(ii) 平成 30 年 12 月期 から平成 39 年 12 月期の期間において以下の業績判定水準を超過した場合
達成期： 平成 30 年 12 月期 から平成 30 年 12 月期の期間
業績判定水準：セグメント情報における本邦以外の外部顧客に対する売上高 2,000 百万円
連結経常利益 400 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益 200 百万円
行使可能割合：新株予約権者が割当てられた本新株予約権の 100%まで

- ② 本新株予約権は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、東京証券取引所における当社普通株式終値が行使価額の 180%（1 円未満切り捨て）を一度でも上回らない限り、上記①に定める業績条件を満たしている場合においても本新株予約権を行使できないものとする。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員又は当社子会社の取締役、従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、年間当たり 200 個を超えて行使することはできない。また、新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
- ⑥ 本新株予約権 1 個未満を行使することはできない。

5. 新株予約権の割当日

平成 30 年 8 月 8 日

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 4. (6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 以下に該当する場合、上記 4. (3)に定める行使期間終了前といえども、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 新株予約権者が禁固以上の刑に処せられたとき。
 - ② 新株予約権者が当社または当社関係会社の就業規則により懲戒解雇または論旨解雇されたとき。
 - ③ 新株予約権者に法令若しくは当社または当社関係会社の社内規程に違反する重大な行為があったとき。
 - ④ 新株予約権者が当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出たとき。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 4. (1) に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 4. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 7. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記 4. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 4. (3) に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記 4. (4) に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記 4. (6) に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記 6. に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
平成 30 年 8 月 8 日

10. 申込期日
平成 30 年 8 月 7 日

11. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
当社子会社取締役 1 名 1,000 個

以 上